

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 3-2-3 千代川ビル 4階

年末までに確定申告をして還付を受けましょう。

**Q** 私は給与所得者ですが、一度も確定申告をしたことがありません。ただ、ここ数年間は、ふるさと納税などを多額にしており、確定申告をしたら還付を受けられることに気が付きました。過去にさかのぼって還付の申告をしてよいのでしょうか？

## 解説

還付申告については、翌年から **5年間**提出が可能です。

### 1. 還付申告とは？

給与しか収入がない人など確定申告が不要な人でも、源泉徴収されている所得税や予定納税額が実際の税額より多い場合、申告することで払いすぎた税金が戻る場合があります。以下に当てはまる場合は、還付を受けられる可能性があります。

- ✓ **年の途中で退職**して年末調整を受けていない
  - ✓ **住宅ローン控除**がある
  - ✓ 住宅の耐震・増改築・バリアフリー工事などを行った
  - ✓ 災害や盗難で損害を受けた
  - ✓ 特定支出控除がある
  - ✓ **多額の医療費**を支払った
  - ✓ 寄附（**ふるさと納税**含む）をした
  - ✓ 上場株式などで損失が出て損益通算や繰越控除をしたい
- ※一部制度は期限や条件があります。

### 2. 還付申告ができる期間

申告できる期間は、通常の確定申告期間とは関係なく、**翌年1月1日から5年間**提出が可能です。例えば2025年分なら2026年1月1日から2030年12月31日までです。

ただし、青色申告特別控除（55万円・65万円）など特例を受けたい場合は、通常通り翌年3月15日までの提出が必要となります。

## 要するに…

還付に係る申告の提出は古い年分の確定申告でも5年間となります。**2020年の所得税については、今年の12月31日までに提出すれば還付を受けられます**ので、心当たりがある方は今一度見直しをしてもいいかもしれません。